## 告 示

## 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和四年七月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和四年七月二十二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

道路の種類 一般国道

一路線 名 四百六十二号

三 道路の区域

		旧
新	旧	新
<del>                                      </del>	<del>2</del> [B	別
本郷一〇四番二地先まで本郷一〇四番二地先まで	季、也にいう司ド司丁で平所言と児玉郡神川町大字新宿字本郷四八	区間
二九・七二	一 二 ・ い 一 三 ・ 一 三 九	(メートル)敷地の幅員
一 五 一 · 五 五		(メートル)
道路改良工事による。		備考